平成２３年（フ）第１７３２号
大阪府羽曳野市西浦５丁目646番地の10
債務者　大財　正美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
大阪府富田林市藤沢台４丁目５番４号―202
債務者　森　　朋江
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
大阪府羽曳野市伊賀６丁目６番１―101号
債務者　茶谷　夏子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
堺市美原区阿弥488番地11
債務者　青木　智子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
奈良県生駒郡安堵町かしの木台２―３―19、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵332番地
債務者　芳野　光世（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町48番16号　２Ｆ
債務者　豊倉　郁子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３号
北海道岩見沢市北５条西13丁目２番６号　スカイマンション203号室
債務者　大谷　松雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２３号
北海道岩見沢市美園４条３丁目１番15号　光和荘203号
債務者　中尾　祥一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２５号
北海道美唄市東１条南６丁目１番３―403号
債務者　扇谷　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２６号
北海道美唄市西４条南３丁目８番25号
債務者　谷　　京春
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３２号
北海道伊達市山下町178番地162　メゾンド森311、前住所北海道伊達市山下町270番地30
債務者　佐藤　未穂（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1626番地　リバーサイドハイツ101
債務者　山添恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４５号
神奈川県小田原市国府津2096番地の７
債務者　矢子　愛美（旧姓七尾）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８２号
新潟市西区鳥原1736番地１　G棟
債務者　小田　秀和
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
新潟市西区鳥原1736番地１　G棟
債務者　小田　和美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
新潟市中央区長潟２丁目29番１―132号
債務者　中村多恵子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
新潟市西区寺尾台２丁目２番29号
債務者　和田　正春
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
新潟市中央区堀之内南１丁目８番16号、前住所神奈川県相模原市南区西大沼１丁目５番１号　田中マンション102号室
債務者　片桐　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部